議会改革の動き

議会基本条例と議員政治倫理条例を制定

今９月定例会最終日に、議会基本条例と議員政治倫理条例を制定しました。

20回を越える委員会での協議、視察、そして全議員による研修などたくさんの議論を重ね、市民の方々との意見交換会ではさまざまな参考となる意見をいただき、多くの時間を費やして、ようやく制定を迎えることができました。

議会基本条例は、１７００余ある自治体の約32％が制定されており、地方分権時代に対応するために、開かれた議会、議員同士の議論の活性化を図るため、新たな議会の活動指針として、本市議会においても、平成25年6月27日に議会改革特別委員会を設置し、多くの協議の場を設け、制定に至りました。

また同時に、議員は市民全体の代表者として、その使命の達成のため、自らの行動を律することを目的に、議会基本条例とともに議員政治倫理条例を制定しました。

議会基本条例は、公布の日から施行し、議員政治倫理条例は、27年1月1日から施行いたします。

左表で、それぞれの条例の要旨を示します。

※条文はホームページに掲載しています。

『議会基本条例』要旨

地方分権時代として、国から様々な権限が地方自治体に移されています。これらの権限は、自治体自らの守備範囲が拡大しているということで、市長が条例や予算を提案することに対し、それらの決定権をもつ議会においても、責任が拡大していることになります。

このことは、市民生活をよりよくするために議論される議会は、市長と並ぶ二元代表制の一翼であるということであり、市長の提案に対し、議会は市の最高意思決定機関であるということです。

そこで議会基本条例には、議会は、市長と向き合う機関であるためには、一人の議員の意見ではなく、議会として、議員全体の意見として、市民生活には何が大切なのかを議員同士で議論すること、自由かっ達に論戦を行うことで、議会の機能の充実を図っていくという新たな姿勢を示しています。

また、市民の皆さんの声を議会で伺うことも、積極的に行おうと考えています。

このようなことを踏まえて、議会の情報公開を行い、民意を反映させるため、議員による合議制の意思決定機関として、市民福祉（市民の幸せ）の向上に全力を尽くすため、最高規範として定めるとしています。

このような基本理念を定め、現在もこの条例に「魂を吹き込むため」、議会の運営について議論を続けています。

『議員政治倫理条例』要旨

議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚して、議員としての使命の達成に努めることを念頭に置き、日々行動を行うことで、市民に信頼され、市政の発展に寄与することとしています。

条例には、政治倫理基準として、①他者の名誉を傷つけない②市など関係する法人の行う契約について、有利な取り計らいをしない③道義的批判を受ける恐れのある寄附を受けないこと④市職員の職務を妨害しないこと⑤地位を利用して金品を授受しないこと⑥市職員の人事異動に関わらないこと⑦市から補助などを受けている法人の代表などにならないことなどを定めています。

そして、議員がこれらの政治倫理基準に違反している疑いが認められる時は、請求の事由などを示す書類を添え、市民から請求ができることも明記しています。

可決した意見書

政府による緊急の米価下落対策を求める意見書

2014年産米の収穫が本格化し、コメの集荷も始まっているが、生産者米価の暴落で農家の中に大きな衝撃と落胆の声が広がっている。６月末のコメの在庫が大きくふくらんだことから、米業者の買い控え、買いたたきの動きが広がり、新米の取引価格が昨年と比べ60ｋｇで2000～4000円も落ち込んでいる。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上、廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになり、とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかりしれないものがある。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を、助成金を増額して誘導しているが、対策の初年度ということもあり、種籾の確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない事態にある。

そもそも、この間の米価の下落は、2013、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の食糧・農業・農村政策審議会食糧部会で、今年６月末の在庫が２年前に比べて75万トンも増える見通しを政府が認識しながら、対策を講じてこなかったことにある。また、「攻めの農政改革」で５年後に政府が受給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割である。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められている。

よって、政府におかれては、緊急に過剰米処理を行い、価格安定を進めることを強く求める。

決算特別委員会設置

定例会最終日には、平成 25 年度一般会計のほか、７つの特別会計と水道事業会計の歳入歳出決算認定案、計９件が市長から追加提案されました。市議会は、８ 人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、決算認定案９件を付託した上で閉会中に審査することとしました。

また、同委員会は正副委員長の互選を行い、委員長及び副委員長を選出し、10月７日、16日、21日、22日、28日の５日間とする審査日程を決定しました。

なお、同委員会の審査結果は 12 月定例会の本会議において、委員長が審査報告を行い、採決することになります。

『決算特別委員会の構成』

委 員 長：河本隆志　（民主党議員団）
副委員長：青木綱次郎（日本共産党京田辺市議会議員団）
委　　員：岡本茂樹・鈴木康夫・松村博司（一新会）
　　増富理津子（日本共産党京田辺市議会議員団）
　　小林喜代司（自民・新栄会）
　　河田美穂　（公明党）

総務常任委員会管外視察報告

去る７月30日・31日の２日間、千葉県習志野市・神奈川県秦野市において管外視察研修を実施しました。千葉県習志野市では、発災時の初動対応・役割分担を明確にしたマニュアルの作成や指揮統制といった防災について研修を行いました。また、秦野市では、老朽化していく公共施設（ハコモノ）に対する再配置計画の推進といった公共施設の更新問題への取り組みについて研修を行いました。

建設経済常任委員会管外視察報告

去る９月３日から５日までの３日間、中国上海市ならびに長興県において視察研修を実施しました。長興県は、立地環境や歴史、文化など、本市と類似している点が多く、マスコミからは伝わらない地方都市の発展状況を肌で感じ、本市のまちづくりや施策を検討する上で参考となるものでした。上海では、府のサポートセンターやジェトロ、日本総領事館を訪問し「販路開拓先としての中国」について研修し、日中ものづくり商談会では、「本市が支援する海外販路開拓の効果や課題を整理し今後の施策に活かすこと」を視点に視察しました。参加企業からは、「市の支援が大きな後押しになっている。来年も参加したい。」など事業効果についても意見が聞け、有意義な研修でした。

議会日誌

【８月】
1日　広報編集特別委員会（12日）
5日　議会改革特別委員会
6日　全国市議会議長会研究フォーラム（～7日）
19日　議会全員協議会
20日　文教福祉常任委員協議会
26日　建設経済常任委員協議会
29日　議会運営委員会

【９月】
2日　議会運営委員会（10日、22日、25日）
3日　建設経済常任委員会管外研修（～5日）
8日　第３回定例会議案上程
10日　第３回定例会一般質問
11日　第３回定例会一般質問
12日　第３回定例会一般質問
16日　総務常任委員会
17日　文教福祉常任委員会・協議会
18日　建設経済常任委員会
19日　議会改革特別委員会（26日）
29日　第３回定例会議案採決
　　広報編集特別委員会

【10月】
2日　議会運営委員会管外研修（～3日）
7日　決算特別委員会（16日、21日、22日、28日）
8日　議会改革特別委員会（～10日）
9日　全国都市問題会議（～15日、24日、31日）
20日　広報編集特別委員会（～正副議長合同研修会）
23日　京都府市町村議会議長会
24日　近畿市議会議長会
29日　議会改革特別委員会管外研修
30日　自民・新栄会派研修（～31日）
31日　山形県寒河江市議会行政視察来庁
　　岐阜県可児市議会行政視察来庁
（以上主なもの）